

リスク管理債権情報

【貸付金】

(単位:千円)

区 分	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	763,389
危険債権(B)	324,120
三月以上延滞債権(C)	-
貸出条件緩和債権(D)	199,449
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	1,286,958
債権総額(F)	3,341,337
リスク管理債権割合=(E)/(F)×100	38.52%

(注)債権総額には、貸付金のほか未収利息、仮払金が含まれております。
(注)単位未満を切り捨ててあるため、合計は端数において一致しません。

【保証債務見返】

(単位:千円)

区 分	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	-
危険債権(B)	150,624
三月以上延滞債権(C)	-
貸出条件緩和債権(D)	105,639
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	256,263
債権総額(F)	1,307,202
リスク管理債権割合=(E)/(F)×100	19.60%

(注)単位未満を切り捨ててあるため、合計は端数において一致しません。

【求償権】

(単位:千円)

区 分	令和3年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権(A)	820,996
危険債権(B)	30,311
三月以上延滞債権(C)	-
貸出条件緩和債権(D)	-
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	851,307
債権総額(F)	851,307
リスク管理債権割合=(E)/(F)×100	100.00%

(注)債権総額には、求償権のほか仮払金が含まれております。
(注)単位未満を切り捨ててあるため、合計は端数において一致しません。

○ 当基金におきましては、「金融再生法」及び「銀行法」に準じ、リスク管理債権を集計・区分しております。

(区分の説明)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
危険債権 (B)	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）
三月以上延滞債権 (C)	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当するものを除く）
貸出条件緩和債権 (D)	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記に該当するものを除く）